

生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上になる場合の取り扱いQ&A

Q 1 郵送での届出も可能ですか。

A 1 可能です。

Q 2 届出が受付されたことを確認したいのですか。

A 2 窓口での届出の場合は受付印を押した届出書の控えをお渡しします。

郵送の場合は、返信用封筒と切手を同封して送ってもらうと控えを返送します。

Q 3 居宅サービス計画書を提出した後はどうなりますか。

A 3 提出された居宅サービス計画書等を点検し、必要性が確認できない場合は居宅介護支援事業者の説明を求める場合があります。

また、改善が必要と判断した場合は居宅介護支援事業者に助言等を行います。

Q 4 届出は定期的に必要ですか。

A 4 要介護認定の更新・区分変更等で新たな認定結果が出た場合やプランを変更（軽微な変更を除く）した場合に再度提出が必要になります。

Q 5 届出しなかった場合はどうなりますか。

A 5 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の基準違反になり指導の対象となりますので、必ず届出してください。